

意見書

平成 26 年 12 月 1 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課御中

150-0031

とうきょうとしがやくさくらがおかちょう
東京都渋谷区桜丘町 3-24 カコー桜丘ビル 6 階
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
会長 わたなべたけつね 渡辺武経

連絡先

事務局長 かめだたけし 亀田武嗣
電話 03-5456-2380
電子メールアドレス info@jaipa.or.jp

「SIMロック解除に関するガイドライン」の改正案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

- 注 1 法人又は団体にあつてはその名称、並びに代表者及び担当者の氏名を記載してください。
注 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番としてください。
注 3 別紙にはページ番号を記載してください。

要旨

SIMロックの解除を推進する本ガイドラインの改正案に賛同します。SIMロックは、利用者の所有権等の権利を侵害するのみならず、利用者による自由な端末とサービスの選択を阻害し、端末を特定のネットワークに縛りつけ、利用者の利便性を阻害するものです。

解除が可能とする開始日については、40日や60日で解除可能とする米国キャリアの条件や、遅くとも契約締結後6ヶ月とするフランスの規制などを参考にし、極力短い期間を規定することを希望します。

SIMロック解除によりMVNOや他のMNOのSIMを利用したときの動作について問題が生じる懸念があり、端末とSIMの互換性について利用者に対し、MNO、MVNOに加え端末やOSの製造者も関わる形で適切な情報を提供する仕組みの検討が求められると考えます。

本ガイドラインの適用対象として、平成27年5月1日以降新たに発売される端末だけでなく、現行のSIMロック解除ガイドラインに基づき、平成23年度以降に発売された端末についても技術的な理由などのない限り、業務改善命令の要件に該当しないとしても、ガイドラインの趣旨にのっとり、キャリアが極力SIMロック解除に応じることが求められます。

以上

項目	該当部分	意見
3	<p>SIMロックは、端末を変更せずに役務を提供する事業者を変更したり、海外渡航時に現地国のSIMカードに差し替えて利用するといった利用者の行為を妨げ、その利便を損なうものであると言える。</p>	<p>SIMロックは、利用者による自由な端末とサービスの選択を阻害し、端末を特定のネットワークに縛りつけ、利用者の利便性を阻害するものです。また、割賦終了後においても、通信キャリアが端末にSIMロックをかけ続けることは、利用者の所有権等の権利を侵害するものです。これらのことからSIMロックはそもそもするべきではないと考えます。このような現状が改善されるSIMロックの廃止、またSIMロックの解除の推進には大いに賛同します。実際に現在多くの諸外国においてもSIMロックがされていない、もしくはSIMロックされている場合であっても、一定条件の下でユーザの要求に応じてSIMロックが解除されている状況を鑑みると、SIMロック解除が日本においても促進されることは国際動向とも整合します。</p>
3	<p>端末のSIMロックにより役務契約を変更する際のスイッチングコストが押し上げられることは、役務の料金やサービス内容の差別化による競争を阻害する要因になっている。</p>	<p>現在、大手移動体通信事業者の主要な料金プランをみると、端末の価格によらず利用者の毎月の支払い料金が同一となっているケースがあることから、端末と料金が実質的には一体となっていないか、確認すべきと考えます。</p>
4	<p>(2) SIMロック解除に関する手続</p> <p>① 事業者は、可能な場合には利用者がインターネットや電話により手続を行えるようにするなど、迅速かつ容易な方法により、無料でSIMロックの解除を行うものとする。</p> <p>② ただし、端末の割賦代金等を支払わない行為又は端末の入手のみを目的とした役務契約その他の不適切な行為を防止するために、事業者が最低限必要な期間</p>	<p>解除が可能とする開始日については、40日や60日で解除可能とする米国キャリアの条件や、遅くとも契約締結後6ヶ月とするフランスの規制などを参考にし、極力短い期間を規定することを希望します。通常の物販においては、物品の割賦代金等の支払い債務の存在を理由にして、物品の機能に制限をかける事はありません。同様に、端末の割賦代金支払いを担保するためのSIMロックを継続することは認められるべき</p>

	<p>はSIMロック解除に応じないことなど必要最小限の措置を講じることを妨げるものではない。</p>	<p>ではありません。</p>
5	<p>事業者は、端末の販売時、SIMロック解除時及び役務提供に関する契約締結時においては、特に、次の事項について、店頭での説明、パンフレットやホームページへの掲載等により利用者が理解できるよう努めることが適当である。</p>	<p>MNOが販売する端末は開発過程や仕様確定において、MNO自身のネットワークとの接続性や動作しか検証していないことから、SIMロック解除によりMVNOや他のMNOのSIMを利用したときの動作について問題が生じる懸念があり、端末とSIMの互換性について利用者に対し、MNO、MVNOに加え端末やOSの製造者も関わる形で適切な情報を提供する仕組みの検討が求められると考えます。</p>
6	<p>SIMロック解除した端末はできる限り自由に利用できるようにすることが望ましいことから、事業者は端末に設定されたSIMロック以外の機能制限についても、SIMロックが解除された場合は併せて解除できるよう努めることが適当である。</p>	<p>この一例としてAPNロックという問題があります。APNロックは、MNOが発売された端末をMVNOのSIMで利用する場合、スマートフォンのテザリング（他の端末と無線LANや有線、ブルートゥースなどによりネットワークを共有する機能）時にMNOのAPNに強制変更する機能です。これによりMVNOのSIMではMNOのAPNが利用できないため、結果としてMVNOのSIMを使った端末ではテザリングができず、利用者に不便な状況となっています。SIMロック解除に伴い、そのような機能制限は解除すべきと考えます。</p>
7	<p>本ガイドラインの適用等 （1）本ガイドラインは、平成27年5月1日以降新たに発売される端末について適用する。なお、それ以前に発売された端末については、平成26年●月改正前のガイドラインの趣旨に沿って適切に対応することが適当である。</p>	<p>平成27年5月1日以降新たに発売される端末だけでなく、現行のSIMロック解除ガイドラインに基づき、平成23年度以降に発売された端末についても技術的な理由などのない限り、業務改善命令の要件に該当しないとしても、ガイドラインの趣旨にのっとり、キャリアが極力SIMロック解除に応じることが求められます。</p>